

「あおもり移住倶楽部」事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、官民連携して青森県への移住促進を加速化させるため、青森県への移住を検討している県外在住者をあおもり移住倶楽部の会員として登録するとともに、倶楽部会員に対し各種割引や特典サービスを提供する事業者を「あおもり移住応援隊」として登録することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 あおもり移住倶楽部

次に掲げる制度をいう。

(1) 本県への移住に関心のある県外在住者を対象に、申込みに基づき倶楽部会員証を発行し、県内の応援隊施設で会員証を提示することで当該会員が各種割引・特典サービスを受けられる制度。

(2) 各種サービス等の提供のほか、青森県及びあおもり移住・交流推進協議会から会員に対して移住関連情報を定期的に発信していく制度。

2 あおもり移住応援隊

移住前後に役立つ各種割引や特典サービスを倶楽部会員へ提供する民間企業や施設等を応援隊として登録する制度をいう。

(「あおもり移住倶楽部」の登録要件)

第3 「あおもり移住倶楽部」の登録者は、次に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。

1 登録申請時に青森県外に居住し、青森県への移住を希望する者

2 登録申請時に青森県内と青森県外にそれぞれ就労や生活の拠点を有するとともに、住所の所在地が青森県外にある者

(「あおもり移住倶楽部」の会員登録手続き)

第4 「あおもり移住倶楽部」の登録を希望する者は、次のいずれかの方法により申請するものとする。

(1) 別表1①に定める窓口で「あおもり移住倶楽部」登録申込書(以下、「倶楽部申込書」という。)(様式第1号)を郵送、電子メール、FAX、直接持参のいずれかの方法により提出

(2) 別表1②に定める窓口で倶楽部申込書を提出

2 別表1に定める窓口は、申請内容を確認し倶楽部会員として登録するとともに、「あおもり移住倶楽部会員証」(以下、「会員証」という。)を交付する。

(会員証の有効期間及び再発行)

第5 会員証の有効期間について、交付の日から3年を経過した日までとする。なお、有効期間中に青森県内に移住した場合であっても、有効期間中に限り別に定める本事業に協賛する事業者(以下、「あおもり移住応援隊」という。)の特典サービス等を利用することができるものとする。

2 会員証を紛失した場合は、「あおもり移住倶楽部」の登録者は別表1①に定める窓口で連絡し、会員証の再発行を受けるものとする。なお会員番号は継続することとし、再

発行した会員証については、有効期限の延長は行わない。

(個人情報の取り扱いについて)

第6 申込書に記入のあった個人情報は、青森県企画政策部地域活力振興課（以下、「地域活力振興課」という。）が適切に管理することとし、青森県及びあおもり移住・交流推進協議会（以下、「協議会」という。）が実施する移住・交流の推進に関する業務のため、必要な範囲でのみ使用するものとする。

2 登録希望者の同意を得て、協議会の会員である市町村が実施する移住・交流の推進に関する事業のため、必要な範囲で情報提供することができるものとする。

(「あおもり移住応援隊」に関する基本的な考え方)

第7 「あおもり移住応援隊」は、第1条の趣旨に賛同し、「あおもり移住倶楽部」会員に特典サービス等を提供するものとする。

2 この要領における特典サービス等とは、「あおもり移住倶楽部」会員が受けることができる利用料金及び商品価格の割引、記念品や飲食物の進呈及び買い物ポイント加算等をはじめとした各種サービスのことをいう。

(「あおもり移住応援隊」の登録)

第8 「あおもり移住応援隊」の認定を希望する事業者は、別表1①に定める窓口、「あおもり移住応援隊 登録申込書」(様式第2号)を郵送、電子メール、FAX、直接持参のいずれかの方法により提出するものとする。

2 別表1①に定める窓口は内容を審査し、適切であると認める場合は「あおもり移住応援隊」として登録する。

ただし、次に掲げる事業者等については、登録を行わないこととする。

- (1) 各種法令等に違反しているもの、又はその恐れのあるもの
- (2) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者、又はこれに準ずる者が経営するもの
- (3) 宗教活動及び政治活動に関するもの
- (4) 通信販売及びインターネットによる販売など、対面販売を前提としないもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事務局が「あおもり移住応援隊」への登録が適当でないと認めるもの

3 「あおもり移住応援隊」への登録有効期間は、登録の日から1年を超えた日以降最初に到来する9月30日までとする。ただし、登録項目に変更がなく、かつ登録期間満了1ヶ月前までに取消しの申し出がない場合は、自動更新するものとする。

(特典サービス等の提供)

第9 「あおもり移住倶楽部」登録者は、「あおもり移住応援隊」から特典サービス等の提供を受ける際に会員証を提示しなければならない。また、「あおもり移住応援隊」は、会員証を提示した者に対して、特典サービス等を提供するにあたり、やむを得ない場合に限りその身分等を証明する書類の提示を求められることができる。

（「あおり移住応援隊」の名称及び特典サービス等の公表）

第10 地域活力振興課は、「あおり移住応援隊」の名称及び特典サービス等について、青森県移住・交流ポータルサイト「あおり暮らし」等により公表するものとする。

（「あおり移住応援隊」の登録の取消し）

第11 地域活力振興課は、「あおり移住応援隊」が事業を廃止したとき、又は第7第2項に定める登録要件を満たさなくなったとき、その他、「あおり移住応援隊」としての登録が適当でないと認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

（特典サービス等の停止・変更）

第12 「あおり移住応援隊」は、「あおり移住倶楽部」登録者に対するサービス等を停止又は変更することができる。この場合において、「あおり移住応援隊」は、サービスの停止又は変更の日から14日前までに別表1に定める窓口に「あおり移住応援隊 サービス停止・内容変更届出書」（様式第3号）を提出するものとする。

（雑則）

第13 この要領に定めるもののほか、必要な事項は青森県企画政策部地域活力振興課長が別に定める。

附則

この要領は、平成30年4月26日から施行する。